

令和5年度
社会福祉法人

指導監査報告書



令和6年度
福祉部
福祉管理課

編集



はじめに

足立区では、平成25年4月1日より「足立区内に本部があり、区内だけで事業を実施する社会福祉法人」の所轄庁が東京都知事から足立区長へ変更されたことに伴い、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査を実施しています。

これに加え平成28年度より、所轄する社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業者等に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づく指導監査を実施しています。

このたび、令和5年度に実施した指導監査の結果がまとまりました。

社会福祉法人及び施設等の運営に携わっている皆様には、この報告書を参考に自主的な改善に取り組むなど、今後の運営に向けて有効に活用していただければ幸いです。

区民の皆様には、地域の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して、より一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

.....

目 次

I 指導監査の概要	
1 指導監査の目的	1
2 指導監査の類型	1
3 指導監査の主な流れ	2
4 行政上の監督に関する仕組み	4
II 社会福祉法人の指導監査実施結果	
1 実施対象	5
2 令和5年度実施状況	6
3 主な指摘事項	7
III 障がい福祉サービス事業者等の指導監査実施結果	
1 実施対象	10
2 令和5年度実施状況	11
3 主な指摘事項	12
IV 資料編	
① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領	15
② 令和5年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針	19
③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱	25
④ 令和5年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針	30
⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧	34
⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧	35

I 指導監査の概要

1 指導監査の目的

(1) 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人（以下、「法人」という。）が区民本位の良質な福祉サービスを提供するとともに、その公正かつ安定的な経営及び透明性の確保を図ることを目的として、平成25年度から区が所轄する法人を対象に指導監査を実施しています。

(2) 障がい福祉サービス事業者等の指導監査

区が認可及び指導・監督権限を有する法人の運営する障がい福祉サービス事業者等を対象に、提供するサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給適正化を図ることを目的として、平成28年度から指導監査を実施しています。

2 指導監査の類型

指導監査は、それぞれ次の類型に分けて実施しています。

(1) 社会福祉法人の指導監査の類型

ア 一般監査

社会福祉法人指導監査実施計画に基づき、原則として3年に1回、法人の適正な組織運営や会計経理、法令遵守の状況等に主眼を置いて実施する監査です。

イ 特別監査

法人が関係法令もしくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くため経営等に重大な影響を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき、一般監査による改善の措置が認められないとき等に、必要に応じて随時行う監査です。

(2) 障がい福祉サービス事業者等の指導監査の類型

ア 実地指導

障がい福祉サービス事業者等指導実施計画に基づき概ね3年に1回（入所の障がい者支援施設は概ね2年に1回）、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障がい福祉サービス等の提供並びに質の向上を図ることに主眼を置いて実施します。

【指導監査の類型】

イ 監査

福祉サービスの内容及び自立支援給付に係る費用の請求等について、不正又は著しい不当が疑われる場合等に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うために監査を実施します。

3 指導監査の主な流れ（※3頁図参照）

（１）実施計画の策定

関連要綱等を整備し、指導監査対象の法人や事業所、監査の重点監査項目や実施計画等を策定したうえで、年度方針を決定・公表します。

（２）指導監査実施に関する通知の事前送付

指導監査実施にあたっては、対象となる法人や事業所に実施通知を送付し、現況報告書、計算書類のほか監査に必要な関連資料、証憑書類等を準備していただきます。

（３）一般監査の実施及び講評

担当職員が法人本部や事業所に直接赴き、指導監査ガイドライン等に基づいて書類や施設を確認し、ヒアリング等を実施して、指導監査の講評（問題点・課題の指摘等）を行います。

（４）指導監査結果通知書の送付

監査後、法人・事業所には指導監査結果通知書を送付します。文書指摘事項が認められた場合には、改善状況報告書の提出を求めます。

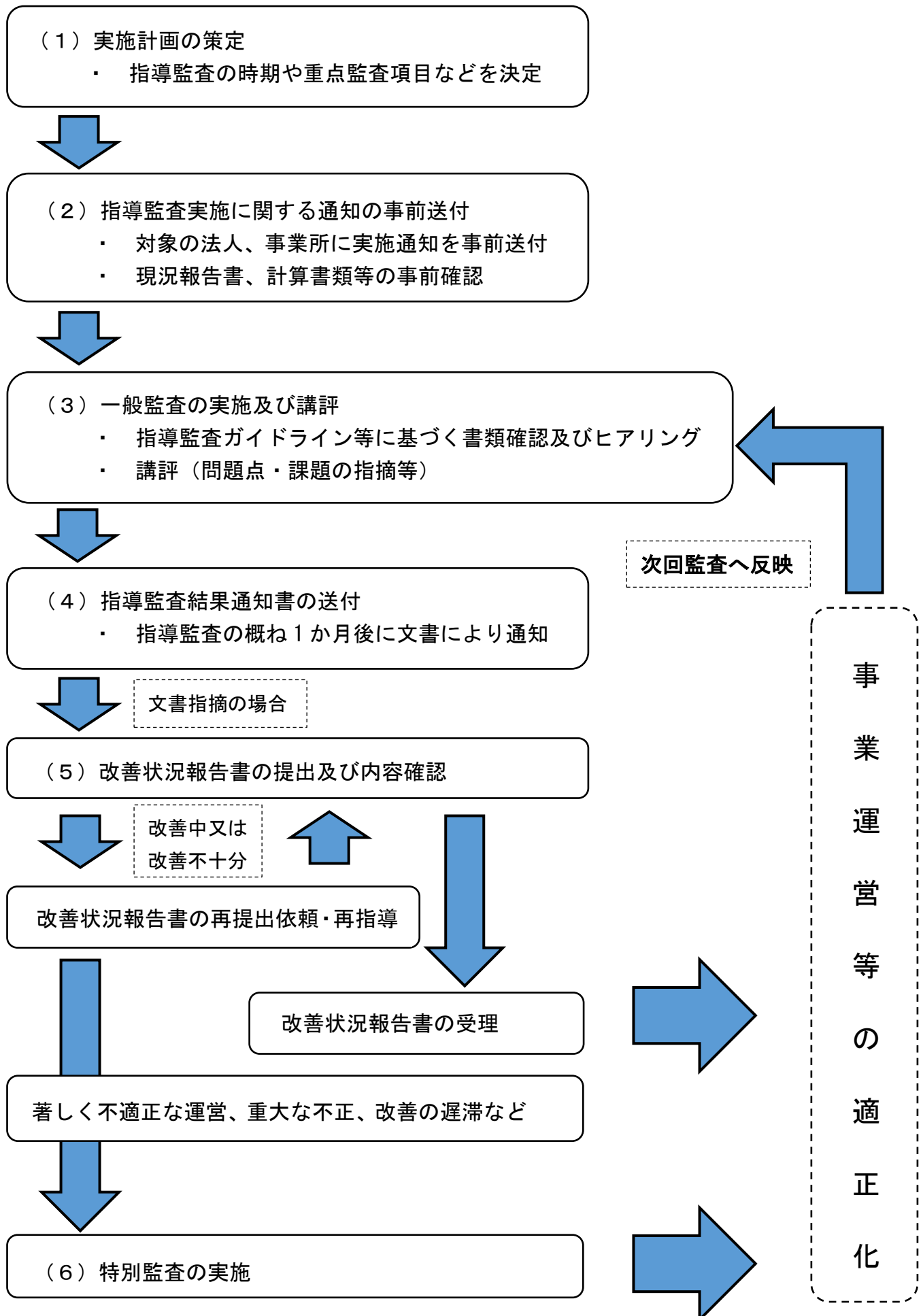
（５）改善状況報告書の提出及び内容確認

文書指摘事項について、十分な是正・改善内容が確認できない場合は、再度の改善状況報告書の提出を求めます。

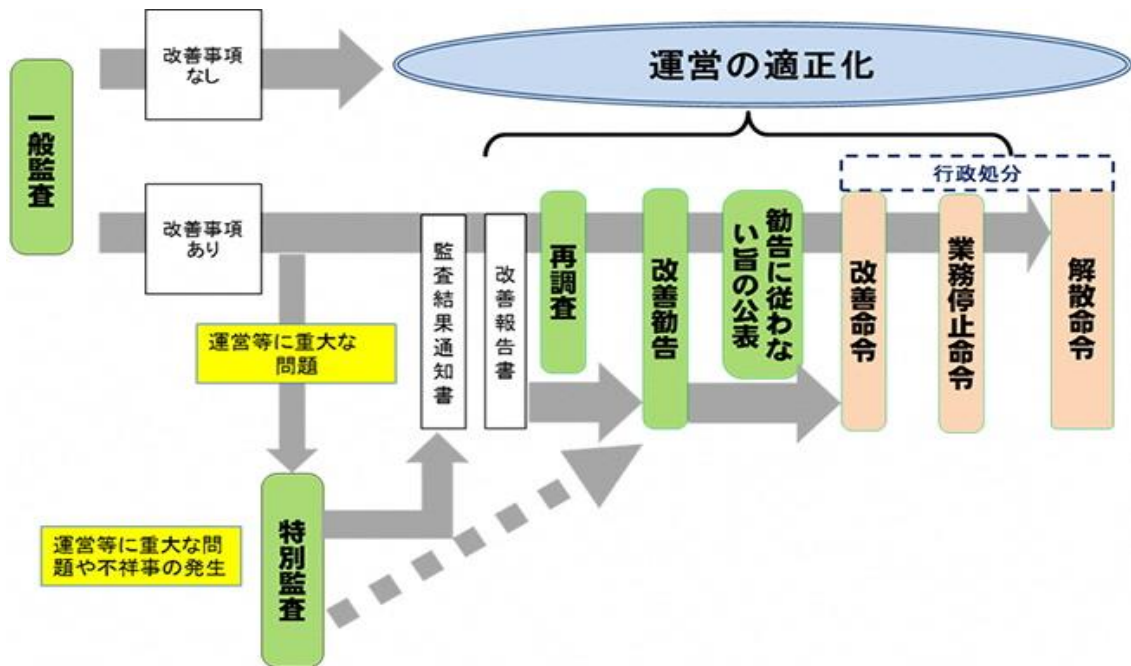
（６）特別監査の実施

法令等の違反や、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合、改善が長期にわたって認められない場合に、特別監査を実施します。運営等に重大な問題や不祥事が発生した場合は、一般監査後、すぐに特別監査を実施することも可能です。

○指導監査の主な流れ



4 行政上の監督に関する仕組み



	根拠	内容
指導監査	法第56条第1項	事務所その他の施設に立入り、必要な限度において業務、財産の状況若しくは、帳簿、書類その他物件を検査する
改善勧告	法第56条第4項	法令、法令に基づいてする行政上の処分若しくは定款に違反し、著しく適正を欠くと認めるとき、期限を定めて改善のための必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる
公表	法第56条第5項	改善勧告を受けた社会福祉法人が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる
改善命令	法第56条第6項	改善勧告を受けた社会福祉法人が、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる
業務停止命令 役員解職勧告	法第56条第7項	改善命令に従わないとき、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止命令、又は役員の解職を勧告することができる
解散命令	法第56条第8項	法令、法令に基づいてする行政上の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的が達成できないとき等、所轄庁は解散を命じることができる

行政処分

Ⅱ 社会福祉法人の指導監査実施結果

1 実施対象

令和5年度は、指導監査実施計画に基づき下記の8法人に対して指導監査を実施しました。

※分野ごとの並びは設立順です。

法人名		分野	実施年度		
			R3	R4	R5
1	愛寿会	高齢福祉・介護		○	
2	互惠会		○		
3	西新井だいわ会			○	
4	はとせふ		○		
5	あいのわ福祉会	障がい福祉	○		
6	あだちの里			○	
7	リード・エー			○	
8	はなさく福祉会			○	
9	あしなみ			○	
10	つくしの郷		○		
11	ソーシャル・ベ・ロップ・メント・ジャパン			○	
12	三星保育園	児童福祉（保育）	○		
13	島根福祉会		○		
14	新田保育園			○	
15	チェリー保育園				○
16	清仁会				○
17	博友会				○
18	親隣館				○
19	さかえ福祉会		○		
20	筑波会			○	
21	千利世会			○	
22	あらたま会				○
23	東児童福祉会		○		
24	江北会				○
25	泉光会いづみの杜		○		
26	高和会			○	
27	平和と善				○
28	朝陽会		○		
29	からしだね	障がい・児童（保育）	○		
30	勝楽堂病院	医療・生活保護		○	
31	足立区社会福祉協議会	社会福祉協議会			○
			11	12	8

2 令和5年度実施状況

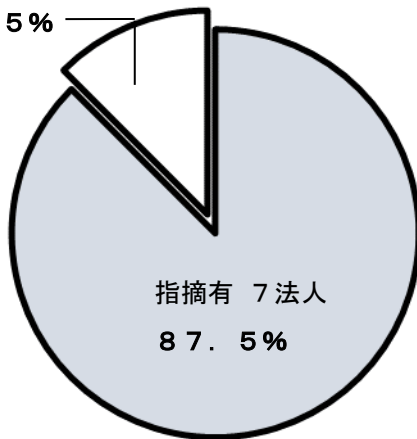
区が認可及び指導・監督権限を有する社会福祉法人31法人のうち、8法人に対して指導監査を実施しました。例年、1/3～1/4位ずつ監査を実施しております。

対象法人数 (a)	指導監査数 (b)	うち文書指摘法人数	実施率 (b/a)
31	8	7	25.8%

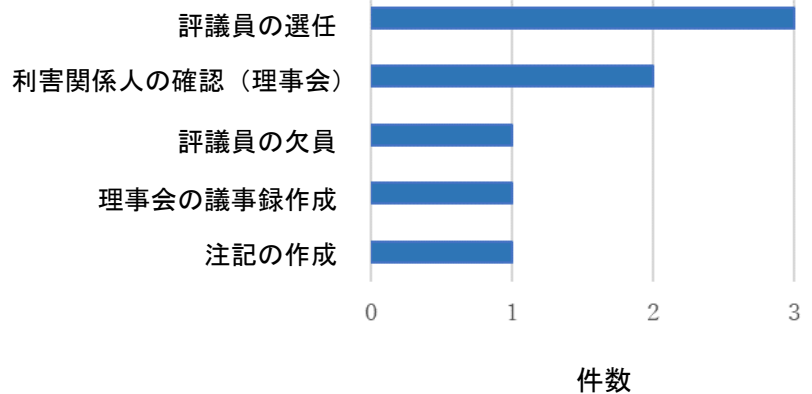
文書指摘の有無
(法人数)

指摘無 1法人

12.5%

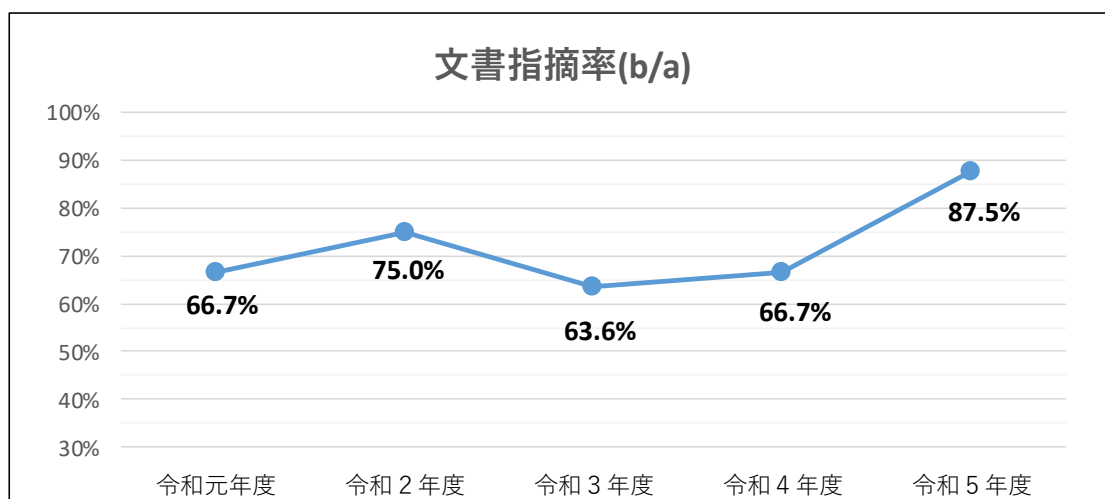


文書指摘内訳
(上位5項目)



文書指摘率の経年推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監査実施法人数 (a)	9	8	11	12	8
文書指摘法人数(b)	6	6	7	8	7
文書指摘率(b/a)	66.7%	75.0%	63.6%	66.7%	87.5%



指導監査の結果概要

令和5年度は、指導監査を実施した8法人のうち7法人に対し文書指摘を行いました。文書指摘率は、87.5%と前年度の66.7%から大きく上昇しました。最も多かった指摘は、「評議員の選任（再任）時における就任承諾書の未徴収」であり、改正社会福祉法の施行後、初めて評議員の改選を行った法人において同様の事例が見受けられました。また、「理事会・評議員会での決議における特別の利害関係人の未確認」については、例年同様の指摘があるため、改めて全法人に対し、注意喚起を促します。

各法人へは、日々の情報連絡や指導監査の機会を通じて、法令に則った適正な事業運営、事務手続きを周知するなど、課題発生を未然に防止できるよう指導、助言を行っています。

3 主な指摘事項

指摘の具体的事例	法人の改善内容
➤ 評議員の選任・・・3法人	
◆ 法人と評議員との関係は委任に関する規定に従うため、就任承諾書等により就任の意思表示があったことを確認しなければなりません。しかし、就任（再任）した評議員から就任承諾書等を徴収していない事例がありました。	当該法人では監査後すぐに該当の評議員から就任承諾書を徴収しました。また、評議員選任（再任）時に必要な事務処理マニュアルを作成するなど、同様の事例が生じないよう対策を講じました。
➤ 利害関係人の確認（理事会）・・・2法人	
◆ 理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることはできません。当該特別の利害関係を有する理事の存否については、その決議を行う前に、法人が各理事に確認・記録する必要があるところ、確認をしていない事例がありました。	当該法人は、開催した理事会において、利害関係を有する理事がいなかったことを確認しました。また、理事会の招集通知に、特別の利害関係を有する存否の確認を行う内容の文言を記載することで、決議を行う前に各理事に確認し、その旨を議事録に記載しました。

【主な指摘事項】

指摘の具体的事例	法人の改善内容
➤ 評議員の欠員・・・1法人	
◆ 評議員の人数は、在任する理事の人数を超える数でなければなりません。しかし、評議員1名の退任後、監査日時点までの約半年間、新たに選任していなかったため、評議員と理事の人数が同数となっている事例がありました。	当該法人では、監査後、速やかに評議員1名を選任し、欠員状態を解消しました。また、欠員等が生じた際の必要手続きをまとめ、理事会にて今後の防止策を検討、決議しました。
➤ 理事会（決議省略）の議事録作成・・・1法人	
◆ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、①理事会の決議があったとみなされた事項及び提案した理事の氏名、②決議があったとみなされた日、③議事録作成を行った理事の氏名、を記載した議事録を作成しなければならないところ、議事録未作成の事例がありました。	当該法人は、監査後すぐに当該議事録を作成するとともに、決議省略で行う際の事務手続きを整理し、再発防止策を理事会にて決議しました。理事会議事録の提出を受け、是正した旨を確認しました。
➤ 注記の作成・・・1法人	
◆ 注記は計算書類における金額の補足であり、計算書類の金額と一致していなければなりません。しかし、注記と計算書類（貸借対照表）の金額に不一致の項目があるなど、適正に作成されていない事例がありました。経理担当1名が配置されていましたが、担当以外のチェックが不十分であったため、不整合が生じてしまいました。	当該法人では、注記の内容を計算書類の金額と整合するよう修正しました。また、経理担当をサポートする事務員を新たに選任し、複数人でチェックする体制を整備しました。

指摘の具体的事例	法人の改善内容
➤ 欠席が継続している評議員がいる・・・１法人 ◆ 評議員は、評議員会に出席し役員の選任・解任や定款変更の承認など社会福祉法人の基本的事項について決議するなど善管注意義務を果たさなければなりません。しかし、欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる事例がありました。監査基準では２回以上続けて欠席すると、文書指摘に該当します。また、法人が事前に日程調整等を行ったにもかかわらず、理由なく欠席が継続する場合は、手続きを経て当該評議員を解任することも可能です。	当該法人では、評議員選任時にその責務について丁寧に説明すること、また、年度当初に年間スケジュールを提示し、事前に日程調整を行うことなどの再発防止策を理事会にて決議しました。当該理事会議事録の提出を受け、是正した旨を確認しました。
➤ 利害関係人の確認（評議員会）・・・１法人 ◆ 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできません。当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員に確認・記録する必要があるところ、確認をしていない事例がありました。	当該法人は、開催した評議員会において、利害関係を有する評議員がいなかったことを確認しました。また、評議員会の招集通知に、特別の利害関係を有する存否の確認を行う内容の文言を記載し、決議を行う前に利害関係の有無を確認するよう改めました。

○情報公開

各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。

法人詳細情報の「現況報告書」の「１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況（２）」に、文書指摘事項及び改善内容が公表されており、どなたでも下記ホームページアドレスからご覧いただけます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス

<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

Ⅲ 障がい福祉サービス事業者等の指導監査実施結果

1 実施対象

令和5年度は、指導実施計画に基づき17事業所（6法人13施設）に対して指導監査を実施しました。

※ 運営法人の並びは設立順です。

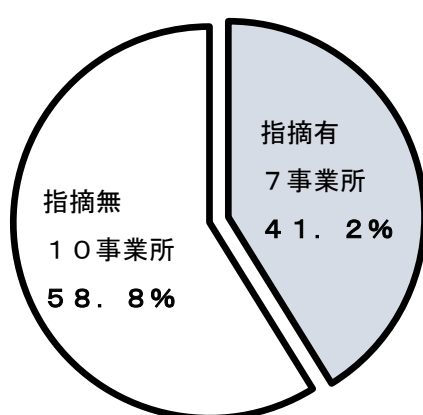
運 営 法 人		施 設 名		事 業 所 名	
1	愛寿会	1	あいじゅの訪問介護ひだまり	1	あいじゅの訪問介護ひだまり
2	あいのわ福祉会	2	足立あかしあ園	2	足立あかしあ園
		3	花畑あかしあ園	3	花畑あかしあ園
		4	舎人あかしあ園	4	舎人あかしあ園
		5	あいのわ支援センター	5	あいのわ相談センター
3	あだちの里	6	あだちの里地域生活支援センター	6	あだちの里地域生活支援センター（西部地区）
				7	足立区大谷田グループホーム
		7	綾瀬なないろ園	8	綾瀬なないろ園
		8	江北ひまわり園	9	江北ひまわり園
				10	あだちの里相談支援センター
		9	竹の塚総合支援センター希望の苑施設	11	竹の塚居宅介護サービスセンター
4	リード・エー	10	葦の会作業所	12	葦の会作業所
5	はなさく福祉会	11	花畑共同作業所	13	花畑共同作業所
6	あしなみ	12	ボンサンス・千寿	14	ボンサンス・千寿
		13	足立区精神障がい者自立支援センター	15	地域活動支援センターふれんどりい
				16	就労継続支援事業 ZiP
				17	就労移行支援事業 WiZ

2 令和5年度実施状況

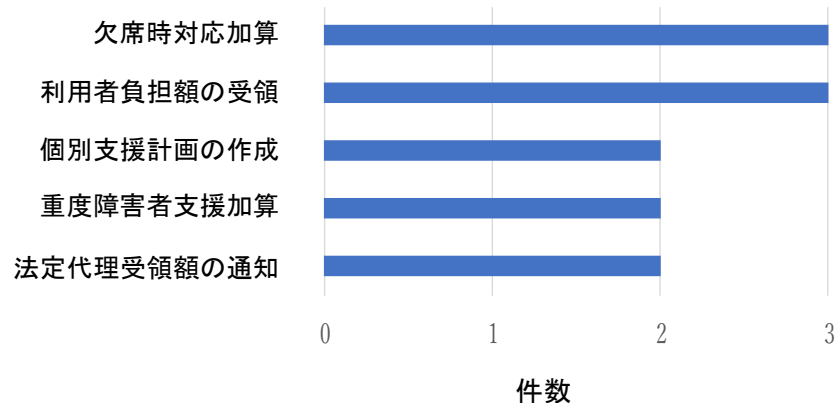
障がい福祉サービス事業所等58事業所のうち、17事業所に対して指導監査を実施しました。

対象事業所数 (a)	指導監査数 (b)	うち文書指摘事業所数	実施率 (b/a)
58	17	7	29.3%

文書指摘の有無
(事業所数)

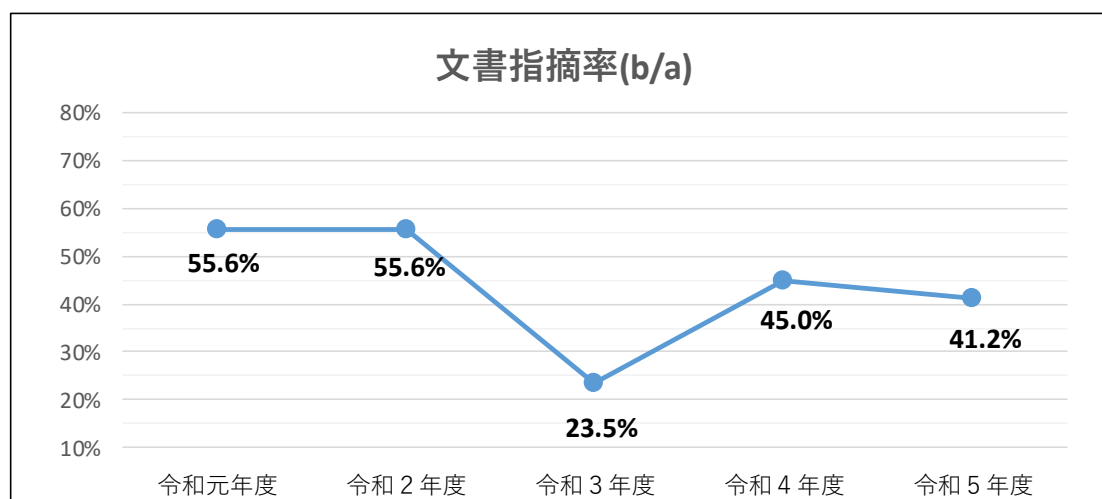


文書指摘内訳
(上位5項目)



文書指摘率の経年推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監査実施事業所数 (a)	18	18	17	20	17
文書指摘事業所数 (b)	10	10	4	9	7
文書指摘率 (b/a)	55.6%	55.6%	23.5%	45.0%	41.2%



3 主な指摘事項

指摘の具体的事例	事業所の改善内容
➤ 欠席時対応加算・・・3事業所	
◆ 利用者が急病などにより欠席し、当該加算を算定する場合は、欠席する利用者の状況、相談援助の内容等を記録しなければなりません。しかし、欠席日のみしか記録していないなど、利用者の状況や次の利用に向けての調整、相談援助の内容等を適切に記録していない事例がありました。	当該事業所では、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課と協議し、不足していた記録を補記しました。また、欠席連絡を受けた際の事務手続きマニュアルを作成し、職員に周知徹底を図りました。
➤ 利用者負担額の受領・・・3事業所	
◆ 日常生活において通常必要となるものに係る費用については、事前に利用者の同意を得た上で、実費相当額を徴収することができます。しかし、「お茶代等」として毎月 200 円を定額徴収していながら、利用者に対しその用途明細を明らかにすることなく、収支報告（通知）を行っていない事例がありました。	当該事業所では、「お茶代等」に係る収支報告書を作成し、精算結果（過剰徴収無し）を利用者に通知しました。また実費相当額であることを明確にするため、定期的な精算及び利用者への通知を徹底するよう改めました。
➤ 個別支援計画の作成・・・2事業所	
◆ 生活介護事業所のサービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成後、6 か月以内に、当該計画を更新しなければなりません。しかし、個別支援計画の更新が6 か月以内に行われていない事例がありました。最も遅れて更新された個別支援計画では、更新すべき時期から約 1 か月半超過している事例がありました。	当該事業所のこれまでの個別支援計画作成の対応マニュアルでは、更新時期に関する記載事項がなかったため、その内容を見直し、利用者個々の状況に合わせたスケジュール管理を徹底するよう改めました。

指摘の具体的事例	事業所の改善内容
➤ 重度障害者支援加算・・・2事業所	
◆ 当該加算を算定する場合は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が『支援計画シート』を作成し、利用者に対し個別の支援を行う必要があります。しかし、『支援計画シート』を作成せずに支援を行い、加算を算定している事例がありました。制度改正により新たに創設された加算要件であったため、事業所の認識不足により作成漏れが生じてしまいました。	当該事業所は、障がい福祉課と協議し、当該加算について過誤申立申請を行いました。また、制度改正の留意事項を事業所内に周知徹底するとともに、『支援計画シート』のフォーマットを作成し、職員間で共有することで同様の事例が生じないよう対策を講じました。
➤ 法定代理受領額の通知・・・1事業所	
◆ 事業所が利用者に代わって介護給付費等を直接受領する場合、利用者負担額の水増しなどの不正や誤りを防止するため、支給決定を行った障がい者等に対し、当該介護給付額を通知しなければなりません。しかし、介護給付額の通知（法定代理受領額通知）を行っていない事例がありました。	当該事業所は、法定代理受領制度に関する認識が不足していたため、通知を行う理由や本人（障がい者）に対する不利益等について事業所内で共有しました。また、法定代理受領額通知の様式を整備し、適正に通知を行うよう改めました。

IV 資料編

- ① 足立区社会福祉法人指導監査実施要領 15
- ② 令和5年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針 19
- ③ 足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 . . . 25
- ④ 令和5年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針 . . 30
- ⑤ 足立区所轄の社会福祉法人一覧 34
- ⑥ 所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧 35

足立区社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法令及び国要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務又は財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

(実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる足立区社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに別に定める。

(実施計画)

第4条 一般監査の対象法人及び実施時期等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時までに、別に策定する。

2 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報若しくは国要綱第3項第1号に定める報告書類の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施することができる。

(調査書等の提出)

第5条 区長は、第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目（法人の自己点検項目を含む。）を掲げた「社会福祉法人調査書」（以下「調査書」という。）を作成し、法人に対し送付したうえで毎年度区が指定する期限までに、調査書及び関係資料の提出を依頼するものとする。

(指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等（以下「実地」という。）

において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うものとする。

- 2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施するものとする。
- 3 一般監査における実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設又は事業所が所在する場合は、施設監査を同時に実施することができる。
- 4 一般監査の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、法人又は当該法人が経営する施設又は事業所において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設若しくは事業所の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に通知することができる。

(1) 一般監査の根拠規定

(2) 一般監査の日時

(3) 法第56条第1項の規定により立入検査をする職員（以下「検査員」という。）の氏名

(4) 準備すべき書類等

- 5 一般監査の実施体制は、職員2名以上の検査員により編成する。
- 6 一般監査における実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業所管課職員、関係行政機関職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会等を行うことができる。
- 7 検査員は、一般監査における実地検査終了後、実地において、国要綱第5項第1号に定める指導（以下「指導」という。）の内容に関する認識を法人と共有するために、検査員相互で調整を行ったうえで、指導の内容を記載した別に定める書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付するものとする。
- 8 区長は、一般監査における実地検査終了日において、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、実地検査の結果を講評し、国要綱第5項第1号ア（イ）に定める口頭指摘及び同号イに定める助言を行うものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、同日中の講評等に支障を認める場合は、別に関係者を招致して講評等を行うことができる。
- 9 実地検査終了後から第8条第2項の規定により監査結果を通知するまでの間に指導の内容の追加又は変更が生じた場合は、前項に定める講評等を行ったうえで、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。

（一般監査の結果通知）

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果について綿密に検討し、指導の内容を明確にしたうえで福祉部長へ報告する。

- 2 区長は、前項の報告に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。

- 3 第1項の報告において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

（改善内容の確認）

第9条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

- 2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。
- 3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該一般監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

（特別監査の実施）

第10条 一般監査によって改善措置が認められない法人のうち区長が特別監査の実施対象と認めるものその他法人の運営等に重大な問題を有すると区長が認めるものに対し、特別監査を行う。

- 2 特別監査の実施にあたっては、検査の目的・効果を勘案するものとする。
- 3 特別監査は、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為について、事実関係を的確に把握できるまで継続的に実施するものとする。
- 4 特別監査は、実地検査を行うほか、帳簿書類の提出の求め、当該法人の役員・職員等の出頭の求めなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- 5 特別監査の実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。
- 6 第7条第4項及び第6項から第9項までの規定は、特別監査について準用する。この場合において同規定中「一般監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。

（特別監査後の措置）

第11条 検査員は、実地検査終了後、監査の概況を福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関等と協議を行う。

- 2 区長は、前項の報告及び協議に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。
- 3 第1項の報告及び協議において国要綱第5項第1号ア（ア）に定める文書指摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、

前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

（改善内容の確認）

第12条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該特別監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

4 改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は提出された改善状況報告書等により改善の意思がない若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

（関係機関等との連携）

第13条 指導監査の実施にあたっては、法人が経営する施設又は事業所の事業所管課及び関係行政機関等に対し、必要な情報若しくは資料又は施設監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

（外部有識者への相談等）

第14条 指導監査を実施するにあたり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

（指導監査情報の公表）

第15条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 前項の規定にかかわらず、指導監査に関する情報のうち文書指摘事項及び当該事項の改善状況については、原則として区のホームページへ掲載するなど、区民へ広く情報提供するものとする。

付 則（29足福福発第951号 平成29年6月20日 福祉部長決定）
この要領は、決定の日から施行する。

付 則（30足福福発第742号 平成30年5月30日 福祉部長決定）
この要領は、決定の日から施行する。

令和５年度 足立区社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

株式会社やＮＰＯ法人など多様な供給主体による福祉サービスへの参入が拡大している中で、社会福祉法人には、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉サービスを充足することによる地域社会への貢献が求められている。その一方で、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、社会福祉法（平成２８年法律第２１号）が平成２９年４月１日に全面施行された。

足立区においては、法改正等の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った法人運営が行われていることを前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

社会福祉法第５６条第１項に基づく、社会福祉法人に対する指導監査を実施するに当たり、足立区社会福祉法人指導監査実施要領（平成２９年６月２０日付２９足福福収第９５１号決定（以下「実施要領」という。））第３条の規定により、令和５年度足立区社会福祉法人指導監査実施方針を策定する。

2 一般監査の重点項目

(１) 組織運営

ア 定款

(ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

(イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、足立区の認可を受けて行われているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

ウ 評議員

(ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

(ウ) 善管注意義務を果たしているか。

エ 評議員会

(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

- (ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。また、定款に議事録署名人が定められている場合には、定款に従って署名又は記名押印がされているか。

オ 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 6人以上選任されているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。
- (キ) 定時評議員会の招集の通知に際して、監事の監査及び及び理事会の承認を受けた計算書類、財産目録、事業報告並びに監査報告（特定社会福祉法人及び会計監査人設置法人は会計監査報告も含む）を提供しているか。

カ 監事

- (ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (イ) 監査において、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録等、法令で定められる事項の監査を適正に行い、特定理事に対して通知しているか。

キ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- (ア) 特定社会福祉法人及び会計監査人設置法人については、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- (イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。
- (ウ) 会計監査人の解任手続きは評議員会の決議、又は監事全員の同意をもって適切に行われているか。

(エ) 評議員会に提出された会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ているか。

(オ) 会計監査人が会計監査報告書を作成しているか。また、会計監査報告書に必要な事項が記載されているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

(イ) 役員の報酬等の額は、定款で定められているか。定められていない場合は、評議員会の決議により定められているか。

(ウ) 役員の報酬等の額は、理事と監事で別々に定めているか。

(エ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

(オ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(カ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(エ) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入(多額の借財に限る。)が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか。(償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。)

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 積立金は適切な名称が付され、同額の積立資産が計上されているか

(コ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

ア 法人の関係者(評議員、理事、監事、職員等)に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 実施計画

(1) 対象法人

足立区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

実施体制は、職員2名以上の検査員により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。

ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、(4)に記載の選定方針により選定し、東京

都で実施する対象法人の施設検査の日程等と調整の上決定する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、法人本部に赴き、法人の所在地において実施する。また、必要に応じて、法人の関係者等と呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するように、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(3) 全体計画の作成時期

当該指導監査を開始するまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

次の各号のうち、いずれかに該当する法人の中から選定する。

- (ア) 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）第3項各号に該当する法人

- (イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

- (ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

- (エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

- (オ) 毎年度、現況報告書を提出していない法人

- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

- (キ) 相当の期間にわたって、指導監査を実施していない法人

- (ク) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

【足立区社会福祉法人指導監査実施方針】

(ケ) 新設かつ施設整備中の法人

(コ) 区長が必要と認めた法人

4 関係団体等との連携

(1) 東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(2) 事業所管課等

指導監査の適正実施のため事業主管課との連携を図る。

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成15年足立区規則第2号)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 事業者等に対する指導及び監査は、法、児童福祉法、東京都(以下「都」という。)の条例、区の規則等で定める最低基準及び指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障がい者(児)福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 事業者等に対する指導(以下「指導」という。)は、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次のいずれかにより指導の対象となる事業者等の事業所又は施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針及び実施計画)

第5条 区長は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項等を掲げる指導実施方針及び当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に定めるものとする。

(書類等の提出)

第6条 区長は、指導の実施に当たり、事業者等から指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

（指導の実施方法）

第7条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

（1）集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付（法第6条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

（2）実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を当該事業者等に文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区長が別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、原則として文書により指導結果を通知した日から30日以内に改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

（指導後の措置）

第8条 区長は、前条第2号に定める実地指導（以下「実地指導」という。）の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 区長は、実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに第11条に定めるところにより監査を行う。

3 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

- 4 区長は、実地指導の結果のうち、文書で指導した事項及び改善状況については、区のホームページへの掲載などにより、区民へ広く情報提供する。

(監査方針)

第9条 監査は、事業者等に対し、サービスの内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる指導によってもサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて当該職員に関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の当該指定に係る施設等へ立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件等の検査を行うことができる。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都に対して文書で通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

4 区長は、監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、監査の結果、指定基準等違反等により、法第49条第6項、第50条第2項及び第3項、第51条の28第6項並びに第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の22第5項及び第21条の5の23第2項のいずれかに該当すると認められる場合、都に通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、法第51条の28第2項又は児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項に定める勧告（以下「勧告」という。）を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 勧告を受けた事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（命令）

第13条 区長は、勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

2 前項に定める命令を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、第1項に定める命令をした場合には、その旨の公示を行う。

（指定取消し等）

第14条 区長は、事業者等が、法第51条の29第2項各号若しくは児童福祉法第24条の36各号又は足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各規定に基づき指定又は登録について、取消し又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。

（聴聞等）

第15条 区長は、監査の結果、事業者等に対し、第13条第1項に定める命令又は指定・登録の取消し等の処分（以下「取消し処分等」という。）を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（経済上の措置）

第16条 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うことができる。

2 区長は、取消し処分等を行った事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

（連携）

第17条 指導及び監査に当たっては、都等及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱】

付 則（２８足福福発第３１７５号 平成２９年２月１日 区長決定）
この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

令和５年度足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障がい者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

2 指導の重点項目

（１）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

（２）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- （１）サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- （２）自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- （３）不正な手段により指定を受けていないか。
- （４）人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- （５）帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- （６）業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- （７）障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

（１）対象事業所等

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成２９年２月１日２８足福福発第３１７５号決定。以下「実施要綱」という。）第１条に掲げる事業者等のうち、足立区長が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等を対象とする。

（２）実施形態

ア 指導・監査

（ア）実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地検査を実施する。また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

（イ）実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

（ウ）実施体制

原則として２人以上の体制とする。

（エ）実施通知

実施要綱第７条及び第１１条の規定に基づき通知する。

（オ）指導及び監査の対象

（４）の選定方針に基づき決定する。

イ 個別指導

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

経理事務が不十分な事業所等に対して、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において、指導する。

また、必要に応じ、事業所等に赴き現地において指導する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施するときまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

定期的実施する指導の対象として選定する事業所等のほか、次の①から⑧に該当する事業所等から選定する。

- ① 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- ② 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ③ 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所等
- ④ 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ⑤ 事業開始後実地検査を実施していない事業所等
- ⑥ 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ⑦ 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる事業所等
- ⑧ その他実地検査の実施が必要と判断される事業所等

(イ) 個別指導

次の①又は②のうち、いずれかに該当する事業所等から選定する。

- ① 経理事務が不十分な障がい福祉サービス事業所等
- ② その他、個別指導を行うことが適当と認められる障がい福祉サービス事業所等

5 関係機関との連携

(1) 都とともに、障がい福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。

(2) 必要に応じ、都との合同検査を実施する。

(3) 必要に応じ、足立区の事業所管課に同行または立会を依頼し、指導を実施する。

(4) 指定権限を持つ事業所管課から、指定の取消等の要件に該当する疑いがある

【足立区障がい福祉サービス事業者等指導実施方針】

るなどの理由により指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

資料⑤

足立区所轄の社会福祉法人一覧（令和6年3月31日現在）

※分野ごとの並びは設立順です。

分 野	法人名	法人本部所在地
高齢・介護分野 (4 法人)	愛寿会	足立区入谷3-3-6
	互惠会	足立区西新井5-34-1
	西新井だいわ会	足立区西新井2-5-5
	はとせふ	足立区東保木間1-19-5
障がい分野 (7 法人)	あいのわ福祉会	足立区青井4-30-5
	あだちの里	足立区竹の塚7-19-7
	リード・エー	足立区東伊興1-14-7
	はなさく福祉会	足立区東六月町5-20
	あしなみ	足立区千住4-3-9
	つくしの郷	足立区足立3-7-16-101
	ソーシャル・ベ・ロップ・メント・ジャパン	足立区扇1-44-15
児童・保育分野 (17 法人)	三星保育園	足立区宮城1-28-7
	島根福祉会	足立区東伊興3-3-4
	新田保育園	足立区新田2-1-10
	チェリー保育園	足立区谷中2-16-16
	清仁会	足立区中川4-37-22
	博友会	足立区西新井栄町1-7-8
	親隣館	足立区梅田4-29-6
	さかえ福祉会	足立区東綾瀬1-16-21
	筑波会	足立区舎人1-3-13
	千利世会	足立区西新井本町4-19-23
	あらたま会	足立区東和1-11-7
	東児童福祉会	足立区東和5-5-23
	江北会	足立区江北3-17-4
	泉光会いづみの杜	足立区西新井栄町1-15-10
	高和会	足立区足立4-31-17
	平和と善	足立区東和4-10-9
	朝陽会	足立区日ノ出町15-1
障がい・児童・保育分野（1）	からしだね	足立区梅田7-19-23
医療・生活保護分野（1）	勝楽堂病院	足立区千住柳町5-1
社会福祉協議会（1）	足立区社会福祉協議会	足立区中央本町1-17-1
合 計		31 法人

資料⑥

所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和6年3月31日現在）

※運営法人の並びは設立順です。

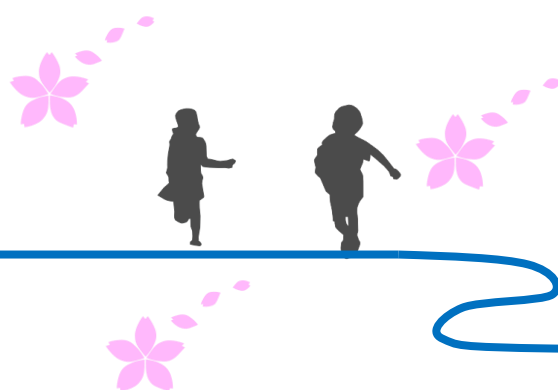
運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
愛寿会	1	あいじゅの訪問介護 ひだまり	1	あいじゅの訪問介護 ひだまり
足立区 社会福祉協議会	2	足立区社会福祉協議会 ヘルパーステーション	2	足立区社会福祉協議会 ヘルパーステーション
からしだね	3	うめだ・あけぼの学園	3	うめだ・あけぼの学園
			4	うめだ・あけぼの子ども相 談支援センター
あいのわ福祉会	4	足立あかしあ園	5	足立あかしあ園
	5	綾瀬あかしあ園	6	綾瀬あかしあ園
	6	舎人あかしあ園	7	舎人あかしあ園
	7	花畑あかしあ園	8	花畑あかしあ園
	8	竹の塚あかしあの杜	9	竹の塚あかしあの杜のぞみ
			10	竹の塚あかしあの杜なごみ
			11	竹の塚あかしあの杜きずな
	9	あいのわ支援センター	12	あいのわ相談センター （舎人あかしあ園内）
			13	あいのわ支援センター竹の 塚
			14	あいのわ支援センター谷中 支所
			15	谷中ハウス （谷中第1ハウス、谷中第2ハウ ス、綾瀬ハウス、青井第1ハウ ス、青井第2ハウス）
			16	ショートステイ谷中
	10	神明障がい福祉施設	17	神明福祉園
			18	神明福祉作業所
			19	あいのわしごとセンター （あいのわ支援センター谷中内）
	11 指定管理	足立区大谷田障がい福 祉施設	20	足立区大谷田就労支援セン ター
			21	足立区大谷田ホーム
あだちの里	12	竹の塚総合支援セン ター 竹の塚施設	22	竹の塚ひまわり園
			23	竹の塚福祉園
	13	竹の塚総合支援セン ター 希望の苑施設	24	希望の苑（入所）
			25	希望の苑（通所）
			26	竹の塚居宅介護サービスセ ンター

【所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和6年3月31日現在）】

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
あだちの里	14	地域生活支援センター (グループホーム)	27	北部地区 (だりあ寮、なずな寮、西竹の塚 寮、なのはな寮)
				西部地区 (やまみ寮、おきの寮、つくし 寮、磯寮、とちの木寮)
				中部地区 (秋桜寮、あじさい寮、杉田寮、 宇津宮寮)
				東部地区 (東和寮、第二東和寮、第三東和 寮、第四東和寮、西綾瀬寮、カ サブランカ)
	15 指定管理	地域生活支援センター (大谷田グループホーム)	28	足立区大谷田グループホー ム
	16	綾瀬ひまわり園	29	綾瀬ひまわり園
	17	綾瀬なないろ園	30	綾瀬なないろ園
	18	谷在家障がい福祉施設	31	谷在家福祉園
			32	谷在家福祉作業所
	19	梅田ひまわり工房	33	梅田ひまわり工房
	20	西新井ひまわり工房	34	西新井ひまわり工房
	21	西伊興ひまわり園	35	西伊興ひまわり園
リード・エー	22	江北ひまわり園	36	江北ひまわり園
			37	あだちの里相談支援セン ター
リード・エー	23	葦の会作業所	38	葦の会作業所
	24	あしの家	39	あしの家 (あしの家西新井、あしの家西 伊興)
			40	あしの家西伊興 ショートステイ
はなさく福祉会	25	花畑共同作業所	41	花畑共同作業所
	26	はなさく第二共同作業所	42	はなさく第二共同作業所
あしなみ	27	ボンサンス・千寿	43	ボンサンス・千寿
	28	アトリエほっと・しかはま	44	アトリエほっと・しかはま
	29	萌作業所	45	萌作業所
	30	協立作業所	46	協立作業所
	31	綾瀬マイル工房	47	綾瀬マイル工房

【所轄法人運営の障がい者（児）施設一覧（令和6年3月31日現在）】

運営法人名	施設 通し番号	施設名	事業所 通し番号	事業所名
あしなみ	32 指定管理	足立区精神障がい者 自立支援センター	48	地域活動支援センターふれん どりい
			49	就労継続支援事業Zip
			50	就労移行支援事業WiZ
つくしの郷	33	生活学館足立校	51	生活学館足立校
	34	ハーモニー竹の塚	52	ハーモニー竹の塚 ハーモニー竹の塚第2
			53	ハーモニー竹の塚 ショートステイ
	35	ハーモニー竹の塚第3	54	ハーモニー竹の塚第3
			55	ハーモニー竹の塚第3 ショー トステイ
ソーシャルデベロップメ ントジャパン	36	F L A P Y A R D	56	療育室つばさ
			57	訪問室 J U M P
			58	相談室とまりぎ
合計 58事業所(36施設)				



令和5年度 社会福祉法人指導監査報告書

令和6年8月発行

発行 足立区

編集 足立区福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町一丁目17-1 足立区役所 北館1階

電話番号 (03) 3880-5111 内線1814~5